

2013（平成25）年3月21日

裁判所速記官に関する意見書

東京弁護士会
会長 斎藤義房

第1 意見の趣旨

東京弁護士会は、最高裁判所に対し、迅速かつ正確な尋問調書の作成が適正な裁判の実現に欠かせないとの観点から、録音再生システムが十分に進歩するまでの間、特に裁判員裁判の証拠調べには裁判所速記官を用いることを求める。そのために、当面は裁判所速記官の養成を再開して、裁判実務に資するよう要望する。

第2 意見の理由

1 問題の所在

1997（平成9）年の最高裁判所裁判官会議における裁判所速記官の養成停止決定を受けて、現在では裁判所速記官は大幅に減少し、速記官が立ち会う民事・刑事裁判の件数も減少しており、いずれは裁判所速記官が存在しなくなってしまう方向にある。

しかしながら、裁判所法第60条の2第1項に「各裁判所に裁判所速記官を置く。」規定されているとおり、裁判所速記官は法律で各裁判所に配置することが義務づけられている。

また、裁判所速記官は、民事・刑事裁判の審理、とりわけ裁判員裁判の審理において、その役割は大きい。

他方、裁判所では、近年、いわゆる録音反訳方式で証人や被告人の供述調書が作成されるケースが多い。しかし、この方式では、誤字・脱字等が目立つなど正確性に欠ける面があることが指摘されている。また、尋問調書が完成されるまでに多くの日数を要することから、少なからず裁判の長期化にも影響している。

2 速記官による速記録の優位性

速記官により作成される速記録は、いわゆる録音反訳方式や音声認識システムによる画像検索等を利用する場合と比べて、現状においては、以下のような様々な点で優れており、公正かつ迅速な裁判の実現、ひいては司法制度に対する国民の信頼確保等に資することは明らかである。

(1) 内容の正確性・客観性

速記録は、専門的訓練を受けた速記官によって作成され、誤字・脱字等を除き、原則として訂正されない。正確な速記録の作成は、上訴審を含め

事後的検証のためにも必要である。

(2) 記録の確実性

録画録音では、記録自体の失敗や、記録はできても不明瞭な発言・雑音等で聴取に支障が生ずるなど、後で記録として利用不可能な事態が生ずる可能性があるが、速記官による記録は確実に残る。また、速記官が立ち会うことで公判における想定外の事態にも対応しうる。

(3) 作成の迅速性

録音反訳では調書作成に多くの日数を要するが、現在では、速記原本印字機能のないステンチュラの機種(DiamanteとWAVE)の導入や「はやとくん」というコンピューターソフトを用いれば、尋問を実施したその日のうちに速記録を完成させることも可能である。

(4) 書面の一覧性・閲覧容易性

録画された映像を見るには、機械の操作が必要な上、検索や再生にも時間を要するが、速記録のように文字化された情報は容易に閲覧することができ、一覧性も高い。

(5) 秘密保持

速記官による記録は、録音反訳を外部委託した場合のような情報漏洩が生じるおそれがなく、秘密保持にも資する。

3 特に裁判員裁判において速記録の必要性が高いことについて

(1) 連日開廷・集中審理が行われる裁判員裁判において、一覧性・閲覧容易性を有する速記録が即時に作成される必要性が一層高い。

(2) 尋問終了後、直ちに速記録が訴訟当事者に提供されるとすれば、裁判官、裁判員、検察官及び弁護人のいずれにとっても、①自ら詳細なメモをとることを要せず、尋問に集中することができる、②速記録をその後の公判活動や評議に活用することができる等、審理の充実に資するところが大きい。

(3) もし、評議の過程で、裁判員が、証人や被告人の正確な発言を確認したいと思っても、その都度評議を中断させて、録画再生のための機械操作を裁判官等に依頼しなければならないとすれば、これを躊躇しかねないが、文字化された速記録があれば、そうした懸念もない。

(4) 聴覚障害者が裁判員を務める上で、リアルタイム速記は不可欠である。手話通訳で十分とはいえない。

(5) よって、裁判員裁判における尋問の際には速記官を活用し、訴訟当事者が即時に速記録の閲覧等ができるようにすべきである。

4 最高裁判所の見解とこれに対する反論

(1) 最高裁判所は、①裁判員裁判は、分かりやすい審理に努める上、結審後記憶が鮮明なうちに直ちに評議を行うから、そもそも文字情報としての調書を用いて供述内容を確認するという必要性が低い、②万一、供述内容の確認を要する場合は、音声認識システムの検索機能を利用して録画映像を再生することで十分対応できる、などとして、速記録の必要性を否定して

いる。

- (2) しかし、分かりやすい審理を行うことと正確で客観的な記録を直ちに作成することとは矛盾しない。

結審後直ちに評議を行うとしても、裁判員が全ての証拠調べの結果を記憶しているとは限らず、これを確認する手段が不要であるということにはならない。その場合、前述のとおり、文字情報は、録画再生と異なり、特に一覧性・閲覧容易性の点で優れており、一々機械操作をする必要がない点でも利便性が高い。

また、音声認識システムによる音声変換データは、正確に文字化されないことが多いため、必要な情報を検索することもままならず、確認したい供述部分を探し出すのに多大な労力を要するのが現状である。加えて、裁判所から配付される音声認識システムは最新のオペレーティングシステムに対応しておらず、弁護人側のコンピューターの環境によっては、音声認識システムの利用に支障をきたす場合もある。

確かに技術の進歩は日進月歩なので、上述した録音反訳方式等の問題点の克服がなされる日が来ることは予想される。しかし、現状では、それに達していないのであり、当面は裁判所速記官の速記録が優越していることは否定できない。

最高裁判所は、2004（平成16）年の裁判所法改正に際し、「政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、裁判員制度導入も展望しつつ、逐語録に対する需要に的確にこたえられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来の執務態勢及び執務環境等について不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきである。」との附帯決議がなされていることも想起すべきである。

5 結語

以上のとおり、迅速かつ正確な尋問調書の作成が適切適正な裁判の実現に欠かせないとの観点からすると、現状では、録音反訳方式や音声認識システムによる画像検索といった他の手法よりも速記官による速記録の方が優る。特に、裁判員裁判においては速記官が証拠調べに立ち会う必要性が高い。

よって、当会は、最高裁判所に対し、録音再生技術システムが十分に進歩するまでの間、裁判員裁判の証拠調べには速記官を用いるよう求めるとともに、当面は、裁判所速記官の養成を再開して、裁判実務に資するよう要望する。

以 上